

新旧对照表

現 行

(建築設備等の定期報告)

第8条 法第12条第3項の規定により知事が指定する建築設備等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 次の表の左欄に掲げる用途に供する建築物のうち、その用途に供する部分が同表の右欄に掲げる規模等に該当する建築物に設けた換気設備（法第28条第2項ただし書及び第3項の規定により設置する換気設備のうち政令第112条第16項の規定により設置する特定防火設備（温度ヒューズホルダーと連動して自動的に閉鎖するダンパーを含む。）を設けた換気設備に限る。）、排煙設備（法第35条又は政令第129条の13の3第13項の規定により設置する排煙設備のうち排煙機又は送風機を設けた排煙設備に限る。）及び非常用の照明装置（法第35条の規定により設置する非常用の照明装置のうち政令第126条の5に規定する予備電源で蓄電池別置型又は自家発電装置によるものを設けた非常用の照明装置に限る。）

用途	規模等
劇場、映画館又は演芸場	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの、地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの又は主階が1階以外にあるもの
観覧場（屋外に避難上有効に開放されているものを除く。）、公会堂又は集会場	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの又は地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又は地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
ホテル又は旅館	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又は地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの又は地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	床面積の合計が500平方メートルを超えるもの又は地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
事務所その他これに類するもの	地階又は3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの（階数が5以上で、延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物に限る。）

- (2) 対象建築物に設ける防火設備（政令第16条第3項第2号に掲げるものを除く。）

2 省令第6条第1項又は第6条の2の2第1項の規定により知事が定める報告の時期は、次の各号に掲げる区分に従い、毎年（省令第6条第1項又は第6条の2の2第1項の国土交通大臣が定める検査の項目にあつては、3年以内ごと）の当該各号に定める時期とする。

- (1) 政令第16条第3項第1号に掲げるもの 法第7条第5項又は第7条の2第5項（これらの規定を法第87条の2において準用する場合を含む。）の検査済証の交付を受けた日に応ずる日の属する月の2箇月前の月から当該応ずる日の属する月まで
- (2) 政令第16条第3項第2号及び前項各号に掲げるもの 7月から10月まで
- (3) 政令第138条第2項各号に掲げるもの 使用期間が連続して6箇月以内のものにあつては使用開始の日の前月、それ以外のものにあつては2月及び8月

改正案

(建築設備等の定期報告)

第8条 法第12条第3項の規定により知事が指定する建築設備等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 次の表の左欄に掲げる用途に供する建築物のうち、その用途に供する部分が同表の右欄に掲げる規模等に該当する建築物に設けた換気設備（法第28条第2項ただし書及び第3項の規定により設置する換気設備のうち政令第112条第15項の規定により設置する特定防火設備（温度ヒューズホルダーと連動して自動的に閉鎖するダンパーを含む。）を設けた換気設備に限る。）、排煙設備（法第35条又は政令第129条の13の3第13項の規定により設置する排煙設備のうち排煙機又は送風機を設けた排煙設備に限る。）及び非常用の照明装置（法第35条の規定により設置する非常用の照明装置のうち政令第126条の5に規定する予備電源で蓄電池別置型又は自家発電装置によるものを設けた非常用の照明装置に限る。）

用途	規模等
劇場、映画館又は演芸場	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの、地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの又は主階が1階以外にあるもの
観覧場（屋外に避難上有効に開放されているものを除く。）、公会堂又は集会場	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの又は地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又は地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
ホテル又は旅館	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又は地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの又は地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	床面積の合計が500平方メートルを超えるもの又は地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
事務所その他これに類するもの	地階又は3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの（階数が5以上で、延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物に限る。）

- (2) 対象建築物に設ける防火設備（政令第16条第3項第2号に掲げるものを除く。）

2 省令第6条第1項又は第6条の2の2第1項の規定により知事が定める報告の時期は、次の各号に掲げる区分に従い、毎年（省令第6条第1項又は第6条の2の2第1項の国土交通大臣が定める検査の項目にあっては、3年以内ごと）の当該各号に定める時期とする。

- (1) 政令第16条第3項第1号に掲げるもの 法第7条第5項又は第7条の2第5項（これらの規定を法第87条の2において準用する場合を含む。）の検査済証の交付を受けた日に応ずる日の属する月の2箇月前の月から当該応ずる日の属する月まで
- (2) 政令第16条第3項第2号及び前項各号に掲げるもの 7月から10月まで
- (3) 政令第138条第2項各号に掲げるもの 使用期間が連続して6箇月以内のものにあっては使用開始の日の前月、それ以外のものにあっては2月及び8月

現 行

(許可申請書に添付する図書)

第12条 省令第10条の4第1項の規定により知事が規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

- (1) 申請の理由書
- (2) 省令第1条の3に規定する図書
- (3) 法第43条第1項ただし書の規定による許可の申請をする場合にあつては、敷地の周辺の道路その他の空地の状況を示した図面
- (4) 法第44条第1項第4号の規定による許可の申請をする場合にあつては、次に掲げる図書
 - ア 防火地域図
 - イ 両側の建築物構造種別図
- (5) 法第47条ただし書及び第68条第2項第2号の規定による許可の申請をする場合にあつては、次に掲げる図書
 - ア 同一壁面線上の建築物の配置図
 - イ 同一壁面線上の建築物の用途別現況図
- (6) 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請をする場合にあつては、次に掲げる図書
 - ア 第2条第1項第1号の規定に該当する建築物にあつては、同号に掲げる調書
 - イ 工場の用途に供する建築物にあつては、機械配置図及び作業工程を明示する図書
 - ウ 用途地域図（敷地の外周から1キロメートル以上の範囲を示すものをいう。以下同じ。）
 - エ 周辺（敷地の外周から約300メートルの範囲をいう。以下同じ。）の建築物の用途別現況図
 - オ 地区計画の区域のうち再開発等促進区若しくは開発整備促進区、歴史的風致維持向上地区計画の区域又は沿道地区計画の区域のうち沿道再開発等促進区内の建築物にあつては、地区計画、歴史的風致維持向上地区計画又は沿道地区計画の内容を示す図書
- (7) 法第51条ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請をする場合にあつては、次に掲げる図書
 - ア 処理能力その他建築物の計画内容説明書
 - イ 用途地域図
 - ウ 周辺の建築物の用途別現況図
- (8) 法第44条第1項第2号、第52条第10項、第11項若しくは第14項、第53条第4項若しくは第5項第3号、第53条の2第1項第3号若しくは第4号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）、第55条第3項第1号若しくは第2号、第56条の2第1項ただし書、第57条の4第1項ただし書、第59条第1項第3号若しくは第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第60条の3第1項第3号若しくは第2項ただし書又は第68条第1項第2号若しくは第3項第2号の規定による許可の申請をする場合にあつては、次に掲げる図書
 - ア 用途地域図

改正案

(許可申請書に添付する図書)

第12条 省令第10条の4第1項の規定により知事が規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

- (1) 申請の理由書
- (2) 省令第1条の3に規定する図書
- (3) 法第43条第2項第2号の規定による許可の申請をする場合にあつては、敷地の周辺の道路その他の空地の状況を示した図面
- (4) 法第44条第1項第4号の規定による許可の申請をする場合にあつては、次に掲げる図書
 - ア 防火地域図
 - イ 両側の建築物構造種別図
- (5) 法第47条ただし書及び第68条第2項第2号の規定による許可の申請をする場合にあつては、次に掲げる図書
 - ア 同一壁面線上の建築物の配置図
 - イ 同一壁面線上の建築物の用途別現況図
- (6) 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請をする場合にあつては、次に掲げる図書
 - ア 第2条第1項第1号の規定に該当する建築物にあつては、同号に掲げる調書
 - イ 工場の用途に供する建築物にあつては、機械配置図及び作業工程を明示する図書
 - ウ 用途地域図（敷地の外周から1キロメートル以上の範囲を示すものをいう。以下同じ。）
 - エ 周辺（敷地の外周から約300メートルの範囲をいう。以下同じ。）の建築物の用途別現況図
 - オ 地区計画の区域のうち再開発等促進区若しくは開発整備促進区、歴史的風致維持向上地区計画の区域又は沿道地区計画の区域のうち沿道再開発等促進区内の建築物にあつては、地区計画、歴史的風致維持向上地区計画又は沿道地区計画の内容を示す図書
- (7) 法第51条ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請をする場合にあつては、次に掲げる図書
 - ア 処理能力その他建築物の計画内容説明書
 - イ 用途地域図
 - ウ 周辺の建築物の用途別現況図
- (8) 法第44条第1項第2号、第52条第10項、第11項若しくは第14項、第53条第4項若しくは第5項第3号、第53条の2第1項第3号若しくは第4号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）、第55条第3項第1号若しくは第2号、第56条の2第1項ただし書、第57条の4第1項ただし書、第59条第1項第3号若しくは第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第60条の3第1項第3号若しくは第2項ただし書又は第68条第1項第2号若しくは第3項第2号の規定による許可の申請をする場合にあつては、次に掲げる図書
 - ア 用途地域図

現 行

イ 周辺の道路配置状況図

ウ 道路並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さとの関係を示した図面

エ 周辺の建築物の用途別現況図

(9) 法第68条の3第4項、第68条の5の3第2項又は第68条の7第5項の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

ア 用途地域図

イ 地区計画、防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画、沿道地区計画又は集落地区計画の内容を示す図書

ウ 周辺の道路配置状況図

エ 周辺の建築物の用途別現況図

2 省令第10条の4第4項の規定により知事が規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

(1) 申請の理由書

(2) 省令第3条に規定する図書

(3) 法第88条第2項において準用する法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書又は第87条第2項若しくは第3項中法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書に関する部分の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

ア 用途地域図

イ 周辺の建築物の用途別現況図

(4) 法第88条第2項において準用する法第51条ただし書又は第87条第2項若しくは第3項中法第51条ただし書に関する部分の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

ア 処理能力その他工作物の計画内容説明書

イ 用途地域図

ウ 周辺の建築物の用途別現況図

3 知事は、第1項又は前項の場合において、それぞれ第1項各号又は前項各号に掲げる図書のほか、必要と認める図書の提出を求めることがある。

(認定申請書に添付する図書)

第18条 省令第10条の4の2第1項の規定により知事が規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

改正案

- イ 周辺の道路配置状況図
 ウ 道路並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さとの関係を示した図面
 エ 周辺の建築物の用途別現況図
- (9) 法第68条の3第4項、第68条の5の3第2項又は第68条の7第5項の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書
- ア 用途地域図
 イ 地区計画、防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画、沿道地区計画又は集落地区計画の内容を示す図書
 ウ 周辺の道路配置状況図
 エ 周辺の建築物の用途別現況図
- 2 省令第10条の4第4項の規定により知事が規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。
- (1) 申請の理由書
 (2) 省令第3条に規定する図書
 (3) 法第88条第2項において準用する法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書又は第87条第2項若しくは第3項中法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書に関する部分の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書
 ア 用途地域図
 イ 周辺の建築物の用途別現況図
- (4) 法第88条第2項において準用する法第51条ただし書又は第87条第2項若しくは第3項中法第51条ただし書に関する部分の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書
 ア 処理能力その他工作物の計画内容説明書
 イ 用途地域図
 ウ 周辺の建築物の用途別現況図
- 3 知事は、第1項又は前項の場合において、それぞれ第1項各号又は前項各号に掲げる図書のほか、必要と認める図書の提出を求めることがある。
 (認定申請書に添付する図書)
- 第18条 省令第10条の4の2第1項の規定により知事が規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。
- (1) 法第43条第2項第1号の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書
- ア 付近見取図
イ 配置図
ウ 各階平面図
エ 2面以上の立面図

現 行

(1) 法第44条第1項第3号、第68条第5項、第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項、第68条の4、第68条の5の5第1項若しくは第2項又は第68条の5の6の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

ア 用途地域図

イ 地区計画、防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画又は沿道地区計画の内容を示す図書

ウ 付近見取図

エ 配置図

オ 各階平面図

カ 2面以上の立面図

キ 断面図

ク 法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物にあっては、日影図

(2) 法第55条第2項の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

ア 付近見取図

イ 配置図（空地の面積及び敷地面積を明示したものとする。）

ウ 2面以上の立面図

エ 道路並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さとの関係を示した図面

オ 日影図

カ 周辺の建築物の用途別現況図

(3) 法第57条第1項の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書（建築物と高架の工作物との関係を明示したものとする。）

ア 付近見取図

イ 配置図

ウ 2面以上の立面図

エ 断面図

オ 道路並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さとの関係を示した図面

カ 法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物にあっては、日影図

キ 周辺の建築物の用途別現況図

(4) 法第86条の6第2項の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

ア 用途地域図

イ 一団地の住宅施設に関する都市計画の内容を示す図書

ウ 付近見取図

エ 一団地の住宅施設の周囲の道路配置図

オ 一団地の住宅施設の配置図（道路、敷地内通路、建築物の用途又は構造等、建築物の間隔等を明示したものとする。）

改正案

オ 断面図カ 敷地の周辺の道路その他の空地の状況を示した図面

(2) 法第44条第1項第3号、第68条第5項、第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項、第68条の4、第68条の5の5第1項若しくは第2項又は第68条の5の6の規定による認定の申請をする場合にあつては、次に掲げる図書

ア 用途地域図

イ 地区計画、防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画又は沿道地区計画の内容を示す図書

ウ 付近見取図

エ 配置図

オ 各階平面図

カ 2面以上の立面図

キ 断面図

ク 法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物にあつては、日影図

(3) 法第55条第2項の規定による認定の申請をする場合にあつては、次に掲げる図書

ア 付近見取図

イ 配置図（空地の面積及び敷地面積を明示したものとする。）

ウ 2面以上の立面図

エ 道路並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さとの関係を示した図面

オ 日影図

カ 周辺の建築物の用途別現況図

(4) （法第57条第1項の規定による認定の申請をする場合にあつては、次に掲げる図書（建築物と高架の工作物との関係を明示したものとする。）

ア 付近見取図

イ 配置図

ウ 2面以上の立面図

エ 断面図

オ 道路並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さとの関係を示した図面

カ 法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物にあつては、日影図

キ 周辺の建築物の用途別現況図

(5) 法第86条の6第2項の規定による認定の申請をする場合にあつては、次に掲げる図書

ア 用途地域図

イ 一団地の住宅施設に関する都市計画の内容を示す図書

ウ 付近見取図

エ 一団地の住宅施設の周囲の道路配置図

オ 一団地の住宅施設の配置図（道路、敷地内通路、建築物の用途又は構造等、建築物の間隔等を明示したものとする。）

現 行

カ 建築物の平面及び高さを示す図面

(5) 政令第131条の2第2項又は第3項の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

ア 計画道路若しくは予定道路又は壁面線若しくは壁面の位置の制限として定められた限度の線についての地方公共団体の意見を記載した図書

イ 付近見取図

ウ 配置図

エ 各階平面図

オ 2面以上の立面図

カ 計画道路若しくは予定道路又は壁面線若しくは壁面の位置の制限として定められた限度の線並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さとの関係を示した図面

(6) 政令第137条の16第2号の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

ア 付近見取図

イ 配置図

ウ 各階平面図

エ 2面以上の立面図

オ 様式第3号又は様式第4号の調書

2 知事は、前項各号に掲げる図書のほか、必要と認める図書の提出を求めることがある。

改正案

カ 建築物の平面及び高さを示す図面

(6) 政令第131条の2第2項又は第3項の規定による認定の申請をする場合にあつては、次に掲げる図書

ア 計画道路若しくは予定道路又は壁面線若しくは壁面の位置の制限として定められた限度の線についての地方公共団体の意見を記載した図書

イ 付近見取図

ウ 配置図

エ 各階平面図

オ 2面以上の立面図

カ 計画道路若しくは予定道路又は壁面線若しくは壁面の位置の制限として定められた限度の線並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さとの関係を示した図面

(7) 政令第137条の16第2号の規定による認定の申請をする場合にあつては、次に掲げる図書

ア 付近見取図

イ 配置図

ウ 各階平面図

エ 2面以上の立面図

オ 様式第3号又は様式第4号の調書

2 知事は、前項各号に掲げる図書のほか、必要と認める図書の提出を求めることがある。

現 行

様式第15号 (第14条関係)

承 諾 書

次の図面記載のとおり道路の位置の指定・指定の取消しを承諾します。

年 月 日

(申請者) 様

道路の幅員・幅員別の道路の延長	幅員	m	延長	m	道路の面積	m ²
		m		m		
		m		m		

工事着手予定年月日	年 月 日	工事完了予定年月日	年 月 日
-----------	-------	-----------	-------

道路管理者の住所及び氏名 電話 () - 番

道路となる土地の地名地番	地目	権利の種類	住 所	氏 名	印

特 記 事 項	
------------------	--

改正案

様式第15号 (第14条関係)

承 諾 書

次の図面記載のとおり道路の位置の指定・指定の取消しを承諾します。

年 月 日

(申請者) 様

道路の幅員・幅員別の道路の延長	幅員	m	延長	m	道路の面積	m ²
		m		m		
		m		m		

工事着手予定年月日	年 月 日	工事完了予定年月日	年 月 日
-----------	-------	-----------	-------

所有者又は関係権利者	道路となる土地の地名地番	地目	権利の種類	住 所	氏 名	印

道路管理者	道路となる土地の地名地番	住 所	氏 名	印

特記事項	
------	--

現 行


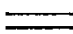
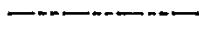
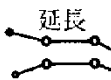
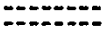


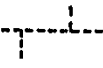
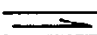
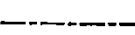

図 面



図面作成者の住所及び氏名

印

〔凡 例〕

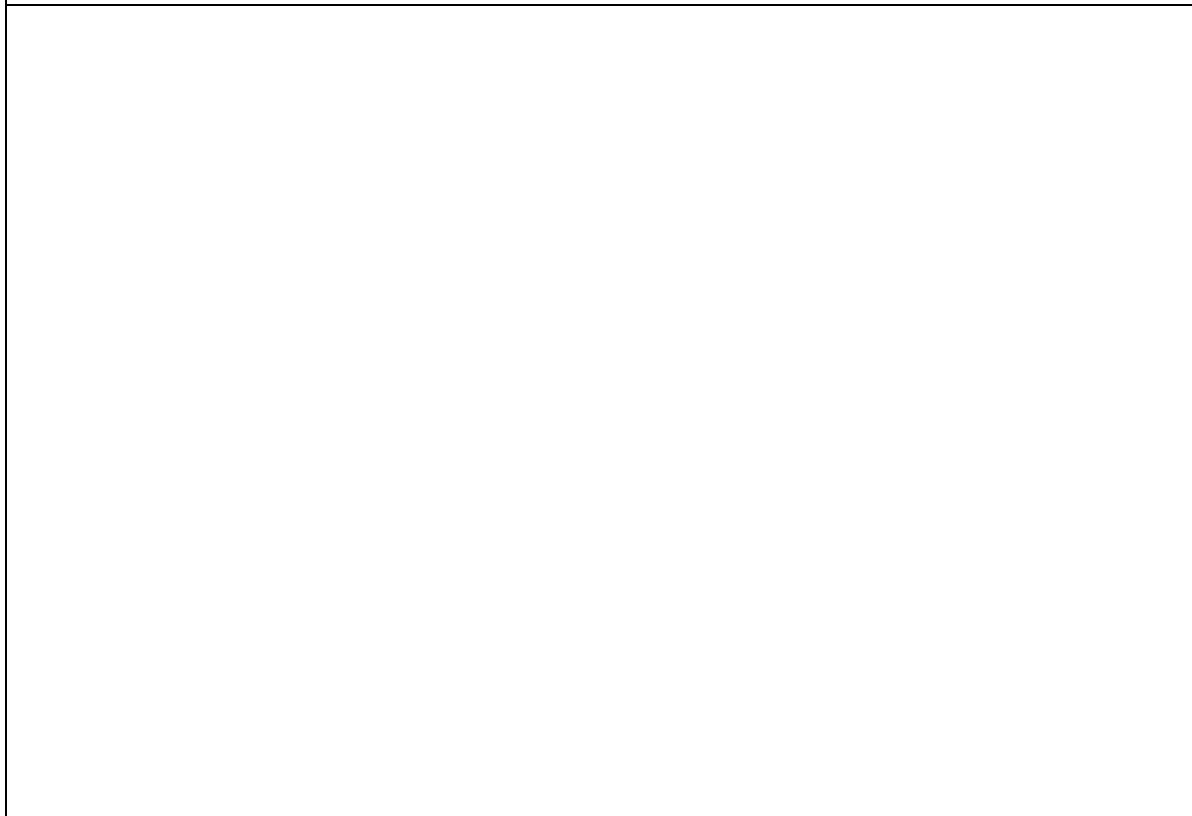
方 位		既存道路及び既指定道路 (年月日・番号記入のこと)		市 町 村 界	
申請する道路の 位置 (朱書)		今後予定する道路		既 存 建 築 物 (用途記入のこと)	
標 識 の 位 置		地 番 界			
下 水 ・ 側 溝 等		敷 地 界		予 定 建 築 物 (同 上)	

〔注意〕

- 1 承諾書の「権利の種類」欄は、土地又はその土地内の建築物若しくは工作物について該当する権利（所有権借地権等）をそれぞれ記入すること。
- 2 図面にも地番号、権利の種類及び氏名を記入のこと。
- 3 付近見取図、道路図及び標準断面図を記載し、方位は一致させること。
- 4 図面に字限図を記載するとともに、その転写場所、転写年月日及び転写した者の住所氏名を記入し、押印すること。
- 5 延長は幅員別に記入すること。
- 6 本用紙のみで記入されない場合は、同質、同形の用紙を使用し、該当する部分において権利を有する者及び図面作成者の印で本用紙と割印して追加すること。
- 7 申請書（正・副）には本用紙（追加紙を含む。）のコピーを添付し、本用紙は別に（同時）に提出すること。

改正案

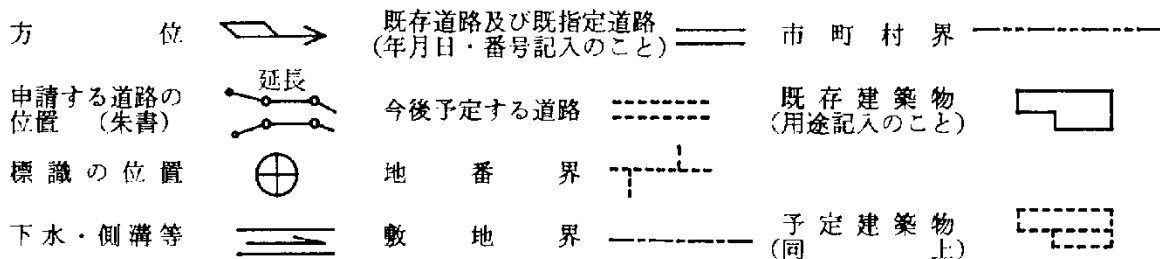
図 面



図面作成者の住所及び氏名

印

〔凡 例〕



〔注意〕

- 1 承諾書の「権利の種類」欄は、道路となる土地又はその土地内の建築物若しくは工作物について該当する権利（所有権、借地権等）をそれぞれ記入すること。
- 2 図面にも地番、権利の種類及び氏名を記入のこと。
- 3 付近見取図、道路図及び標準断面図を記載し、方位は一致させること。
- 4 図面に字限図を記載するとともに、その転写場所、転写年月日並びに転写した者の住所及び氏名を記入し、押印すること。
- 5 延長は幅員別に記入すること。
- 6 本用紙のみで記入されない場合は、同質、同形の用紙を使用し、該当する部分において権利を有する者及び図面作成者の印で本用紙と割印して追加すること。
- 7 申請書（正・副）には本用紙（追加紙を含む。）のコピーを添付し、本用紙は別に（同時）に提出すること。

(A 2)